

# 瀬戸かずやオフィシャルファンクラブ「-Next- SKY」会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

瀬戸かずやオフィシャルファンクラブ「-Next- SKY」(以下「当FC」と表記)は、オフィシャルファンクラブとして瀬戸かずや(以下「アーティスト」と表記)を応援する会員によって構成され、様々な活動を通じてアーティストを応援することを目的としています。

### 第2条(規約)

この会員規約(以下「本会規」と表記)は、当FCが提供するサービスの利用のすべてに関し、会員において適用するものとし、当FCに入会した会員はすべて本会規に同意していたものとみなします。

## 第2章 会員

### 第3条(会員の定義)

本会規における会員とは、当FCへの入会申込を行い、下記の条件をすべて満たした上、当FCが入会を承認した者をいいます。

#### (1)入会の条件

- a)入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
- b)法人ではなく自然人であること。
- c)既に会員登録をしていないこと。
- d)過去(入会申込をした時点を含む)にこの会員規約の違反等により、入会承認が取り消し又は退会処分とされていないこと。
- e)入会金・年会費を指定の期日までに指定の方法で当FCに入金すること。
- f)当FCより入手した、または入手しようとするチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売した、あるいは転売しようとしたことがないこと。
- g)個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
- h)本会規を遵守いただけること。
- i)その他、当FCにおいて会員とすることを適切であるとみなせること。

#### (2)入会の承認

- a)本会規に同意し、所定の手続きに従って、会費を入金することによって入会の申込みがされたものとみなします。
- b)当FCは入会申込者からの会費(入会金+年会費)の納付を確認した後、会員証等を申込者に発送いたします。この発送をもって入会の完了とします。
- c)16歳未満の会員は、イベントなどに参加する際、保護者同伴を求められる場合があります。
- d)当FCは入会申込みを承諾しない場合があります。その場合において、当FCは、その理由を開示する義務を負いません。

#### 第4条(会員の特典)

会員は次の各号の特典を受けることができます。

- (1) 会員証の発行
- (2) グリーティングカードの送付
- (3) 公演、イベントのチケット先行予約
- (4) 当FCが主催するイベントのご案内
- (5) オリジナルグッズの販売
- (6) オフィシャルウェブサイトの会員専用ページへのアクセス
- (7) その他当FCが定める特典

なお、上記特典は諸般の事情により事前の通知なく変更する場合があります。

#### 第5条(会員への通知)

当FCは随時、当FCの会員に対し郵送物・メールおよび当FCの運営するオフィシャルウェブサイト上への表示、その他当FCが適当と判断する方法により必要な情報を通知します。

#### 第6条(会費等)

- (1) 会員は、入会時および次条に定める会員資格の有効期間の延長時に、次に定める入会金および年会費(以下「会費等」と表記)を当FCに支払うものとします。  
入会金 1,000円(税込)  
年会費 5,000円(税込)
- (2) 支払方法は、当FCが指定する口座に振込にて入金、または当FCが指定する方法により支払うものとします。

#### 第7条(会員資格の有効期間)

- (1) 会費入金日を含む月の1日から、翌3月末までを有効期限とし、1年ごとに年会費を追加入金することで会員資格を更新することができます。  
例) 2022年6月10日入金の場合、2022年6月1日～2023年3月31日が有効期間。
- (2) 会員資格の更新を希望する会員は、指定日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金する(必着)ものとし、入金が確認され次第、有効期間が1年間延長されるものとします。
- (3) 会員は、有効期間の満了日以後1ヶ月以内に次年度の年会費の入金を行った場合は、翌3月末までを有効期間として会員資格の更新が認められるものとします。
- (4) 当FCは、前項の場合、有効期間の満了日以後会員資格更新手続きが完了するまでの期間に、会員に発送された郵便物の再送は行わないものとし、また会員はその間のオフィシャルウェブサイトの会員専用ページへのアクセス権を失うものとします。
- (5) 有効期間満了日から1ヶ月経過しても更新手続きをしなかった場合は、会員資格を失うものとします。

#### 第8条(会員の義務等)

- (1) 会員は、本会規の規定、利用案内および注意事項など、当FCが通知する事項を遵守する

義務があり、その他、当FCおよびアーティストの活動・業務を妨害する行為をしてはなりません。

- (2) 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他入会申込時に当FCに届け出た内容につき変更が生じた場合は、速やかにオフィシャルウェブサイトからの変更手続きまたは当FCへの届出を行ってください。届出のあった登録住所に宛てて当FCより郵送を行った際、同時に当FCが最もよいと判断する他の方法で会員に告知を行うとともに、郵送物の未着受付期間を提示します。郵便物の未着が生じた場合、会員は未着受付期間内に当FCへしかるべき方法で連絡するものとします。未着受付期間を過ぎてからの対応はできません。会員が届出等を怠った結果、当FCからの告知等が会員に到達しなかった場合、当FCは一切責任を負わないものとします。
- (3) 会員番号、ログインIDとパスワードは第三者に知られないよう、十分注意のうえ管理してください。なお、会員番号、ログインIDおよびパスワードに関するすべての管理責任は会員個人にあります。管理の不備、不正な使用等により生じるすべての結果に対する責任は会員個人の責任となります。
- (4) 当FCが取り次ぐ公演やイベントでの座席等についての苦情は一切お受けできません。
- (5) 会員は、入会や当FCの特典を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これに付随して必要となるすべての機器については、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態に置くものとします。これらにかかる通信費は会員の負担とします。

#### 第9条(会員証)

- (1) 会員証は、原則再発行はいたしません。
- (2) 初回郵送時の破損等やむを得ない場合は、速やかに当FCへ連絡し、再発行の手続きを行ってください。
- (3) 会員証を再発行する際は、手数料を当FCが別途指示する方法で支払わなければなりません。
- (4) イベントなどの会場で当FCが会員に対し会員証の提示を求めることがありますので、会員証を必ず携帯してください。
- (5) 会員証は、他人への転売・貸与・譲渡はできません。

### 第3章 禁止事項および会員資格の喪失

#### 第10条(禁止事項)

当FCは、会員に対し、当FCの利用に際し以下に該当する行為を禁止します。

- (1) 当FC、アーティストまたは第三者の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 当FCを通じて入手したすべてのデータ、情報、文章、音、映像、画像、イラスト等について、著作権法で認められた範囲を超えて、複製、掲載、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。(当FCより提供されるすべてのデータ、情報、文章、映像、発言等の知的財産権は、当FC、アーティストおよび正当な権利者に帰属しています。)
- (3) 前項に違反する行為を第三者にさせること。
- (4) 当FCから会員へ告知する情報を転載及び会員以外の第三者に漏洩すること。

- (5)法令に違反する行為。
- (6)本会規に違反する行為。
- (7)アーティストその他の第三者に不当に不利益又は損害を生じさせる行為。
- (8)アーティストその他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。
- (9)アーティストその他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。
- (10)会員としての資格に基づき有する権利、会員特典により得られたチケットの先行予約権、チケット、グッズ等を第三者に転売、譲渡、貸与、名義変更すること。
- (11)架空名義の使用や名義の借用、住所及び電話番号の借用をすること。
- (12)アーティスト、他の会員または当FCに対し連絡や面会を強要すること。
- (13)当FCを利用して営利活動およびこれに準ずる行為を行うこと。
- (14)その他、アーティスト、他の会員または当FCの権利を侵害する行為を行うこと。
- (15)本人の同意なく、他の会員の個人情報収集すること。
- (16)上記の他、法令または公序良俗に違反する行為、ファンとしての品位を欠く行為を行うこと。

#### 第 11 条(会員資格の喪失)

当FCは、以下の項目に該当する会員の資格を抹消することができます。

##### (1)会員が退会を申し出た場合

- a)会員は、当FCからの退会を希望する場合、所定の方法にて当FCに届け出るものとします。
- b)当FCは、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費および当FCのサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。
- c)会員は、会員特典による商品等の購入代金その他当FCのサービスの利用料等につき、退会の時点で支払義務が発生しているものについては、退会後もなお支払義務を免れないものとします。

(2)会員が本会規に違反した場合、当FCは事前に通知することなく会員を強制退会処分とすることができます。この場合、入金された年会費等は一切返還いたしません。

また、退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。

(3)会員有効期間の満了会員は、有効期間の満了日以後 1 ヶ月過ぎても更新手続きがされなかった場合は、会員資格喪失となります。なお、再度加入する場合は、新規加入とみなされます。再度当FCへの入会申込手続きを行ってください。

## 第 4 章 その他

### 第 12 条(免責条項)

- (1)アーティストは、当FCのサービスに関し、いかなる責任も負わないものとします。
- (2)当FCは、アーティストの疾病や事故、法令・行政指導・監督官庁の指導、天災・火災・停電・社会情勢の変化等の不可抗力な理由によりサービスを提供することができない場合には、サービス提供に関する責任が免除されます。
- (3)当FCはアーティストとの契約が終了したときは、サービス提供に関する責任を免除されま

す。

- (4)当FCの運営責任を果たせない事態が発生した場合、当FCはサービス提供に関する責任を免除されます。
- (5)当FCは会員に起因する事由によるサービス利用の障害について責任を負いません。
- (6)当FCは会員がサービスの利用を通じて得た情報、資料等による損害に関しても責任を負いません。
- (7)公演日が指定されたチケットなどの郵便物を不在等の理由で受け取らないまま公演日を過ぎた場合はすべて無効となり、代金の返還はいたしません。
- (8)当FCは会員個人のネットワーク利用環境により生じる可能性のある会員間のサービス利用の満足度の差について責任を負いません。
- (9)当FCは郵便局やゆうちょ銀行その他各種機関による振替手続きの不備や事故に関して責任を負いません。

#### 第 13 条(個人情報の取り扱いについて)

当FCは、入会時および公演、各種イベントに参加申込をされる際に、お名前ほかの個人情報を登録いただきます。その会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1)当FCにおける関連商品を発送すること。
- (2)当FCが商品、サービス等当FCに関するお知らせを会員宛にメール、郵便等により送付すること。
- (3)当FC、もしくは当FCの業務委託先から、会員にとって有益であると当FCが判断する情報を会員宛に送付すること。
- (4)市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成およびその公表。

#### 第 14 条(個人情報の第三者提供)

- (1)当FCは、法令に基づく場合、「個人情報の保護に関する法律」に定める場合、適正なサービス提供のためと判断した場合を除き、当FCが取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当FCが当FCに関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く)に対して提供しないものとします。
- (2)収集された個人情報は、当FCと機密保持契約を結んでいる協力企業によって管理・保守される場合があります。ご登録いただいた内容は厳重に管理され、登録いただいたご本人の事前の了承なく、管理者以外に開示することはありません。
- (3)原則として、会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、提供情報および登録内容などを当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容などについての開示を求められた場合、当FCはこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは当FCの権利や財産を保護する目的で開示することがあります。
- (4)機密保持契約に基づいて、当FCは会員情報と第三者のデータを照合することがあります。

(5) 会員が自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

#### 第 15 条(紛争の解決について)

- (1) 当FCに関連して生じたすべての紛争、係争およびトラブルは、日本法に準拠し、対処するものとします。
- (2) 当FCの運営に関して、本会規により解決できない問題が生じた場合には、当FCと会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- (3) 話し合いによっても解決されない場合、その紛争およびトラブルの解決手続きには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 16 条(本会規の改訂等)

本会規は、事前の予告なく、随時改訂されることがあります。改訂後の規則は、速やかにその内容を当FCにおいて適切とみなす方法により会員に通知し、以後改訂後の内容が適用されます。なお、改訂内容に同意できない会員は退会することができます。

附則 本会規は、2022 年 4 月 1 日に施行されます。